

平成20年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第5日)

平成20年3月21日(金曜日)

議事日程(第5号)

平成20年3月21日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計予算(委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第4 議案第4号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第8 議案第8号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について(委員長報告)
- 日程第13 議案第23号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定について(委員長報告)
- 日程第14 議案第47号 平成19年度三浦漁港整備工事第2工区の請負変更契約について
- 日程第15 議案第48号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第49号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続審査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成20年度周防大島町一般会計予算(委員長報告)
- 日程第2 議案第2号 平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第3 議案第3号 平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算(委員長報告)

- 日程第4 議案第4号 平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第5 議案第5号 平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第6 議案第6号 平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第7 議案第7号 平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第8 議案第8号 平成20年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第9 議案第9号 平成20年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第10 議案第10号 平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算(委員長報告)
- 日程第11 議案第11号 平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算(委員長報告)
- 日程第12 議案第22号 周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について(委員長報告)
- 日程第13 議案第23号 周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定について(委員長報告)
- 日程第14 議案第47号 平成19年度三浦漁港整備工事第2工区の請負変更契約について
- 日程第15 議案第48号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第16 議案第49号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議員派遣の件について
- 日程第18 委員会の閉会中の継続審査について

出席議員(24名)

1番 安本 貞敏君	2番 伊東 梅芳君
3番 土手 正喜君	4番 平野 和生君
5番 荒川 政義君	6番 浜戸 信充君
7番 杉山 藤雄君	8番 神岡 光人君
9番 田村 三郎君	10番 伊藤 秀行君
12番 平村 真成君	13番 魚谷 洋一君
14番 松井 岑雄君	16番 広田 清晴君
17番 魚原 満晴君	18番 富田 安英君
19番 木村 潔君	20番 中本 博明君
21番 平川 敏郎君	22番 田中隆太郎君
23番 小田 貞利君	24番 尾元 武君
25番 久保 雅己君	26番 新山 玄雄君

欠席議員(なし)

欠 員 (2 名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	坂本 薫君	議事課長	木元 真琴君
書記	河井 敏博君	書記	平田富久代君
書記	藤本万亀子君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	中本 富夫君	副町長	椎木 巧君
会計管理者兼会計課長			北杉 憲昌君
教育長	平田 武君	公営企業管理者	川田 昌満君
総務部長	村田 雅典君	総務課長	吉田 芳春君
財政課長	奈良元正昭君	健康福祉部長	馬野 正文君
産業建設部長	岡村 春雄君	環境生活部長	村田 章文君
久賀総合支所長	野口 菊義君	大島総合支所長	山本 治君
東和総合支所長	鍵本 一和君	橘総合支所長	浜中 清孝君
教育次長	布村 和男君	公営企業局総務部長	河村 常和君

午前 9 時 30 分開議

議長 (新山 玄雄君) おはようございます。

18 日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・ ・

日程第 1 . 議案第 1 号

日程第 2 . 議案第 2 号

日程第 3 . 議案第 3 号

日程第 4 . 議案第 4 号

日程第 5 . 議案第 5 号

日程第 6 . 議案第 6 号

日程第 7 . 議案第 7 号

日程第 8 . 議案第 8 号

日程第 9 . 議案第 9 号

日程第 1 0 . 議案第 1 0 号

日程第 1 1 . 議案第 1 1 号

日程第 1 2 . 議案第 2 2 号

日程第 1 3 . 議案第 2 3 号

議長（新山 玄雄君） 日程第 1、議案第 1 号平成 2 0 年度周防大島町一般会計予算から、日程第 1 3、議案第 2 3 号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定についてまでの 1 3 議案を一括上程し、これを議題とします。

3 月 7 日、1 1 日の本会議において所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長より委員会報告書が提出されておりますので、1 3 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。伊藤総務文教常任委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） おはようございます。

では、総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3 月 1 2 日委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、議案第 1 号のうち、本委員会所管分及び議案第 1 0 号並びに議案第 2 2 号の付託議案 3 件について、全件とも全員賛成により、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、議案第 1 号平成 2 0 年度周防大島町一般会計予算について、総務課関係では、交通安全対策について、交通指導員の地区ごとの配備人員はどのような配分をしているのかとの質問に対し、久賀地区 3 人、大島地区 5 人、東和地区 4 人、橘地区 1 人である、均衡性がないのは、現在防犯ボランティアなど無報酬で活動されている団体も多くあり、こうした形になっている。将来的には、このまま設置していくのかを検討してまいりたい、との答弁がありました。

次に、選挙費について、投票所やポスター掲示場が集約されてきているが、経費節減の上からもう少し減らせるのではないかと質問に対し、3 5 0 力所を 2 4 6 力所に減少してきた。公職選挙法に、有権者数と投票区の面積で何力所というのが定められているが、県選管の承認により減らすことも可能であるが、選挙啓発ということも考えて一定の数は必要である、との答弁がありました。

次に、消防費について、浮島地区に配備する防犯パトロール車はどんな車でその活用範囲はとの質問に、軽4箱型の四輪駆動にスピーカー等の音響設備と青色灯をつけたものである。浮島小の給食車や町の職員が浮島に渡ったときの使用や、学校の先生が日に1回のパトロールなどの活用を想定している、との答弁でありました。

また、消防ポンプは1人で抱えられるものではなく、ある分団にはポンプ車を車に積み込むのに1人でもできるようにスライドさせて車に積み込めるような物をつくっていたが、そのような物をつくる材料費などの支給は考えられないかとの質問に対し、久賀の分団等に配備されているような積載車を全分団に配備するのがよいのか、器具を改良してポンプが車に積みやすいようにするのがよいのか、あるいは各分団の分団員が所有している軽トラックを出動の際に借り上げるという補償対象にするのがよいのか20年度で検討したい。可能であれば21年度から対応できると思う、との答弁がありました。

このほか、職員数について、住基カードについてなどの発言や要望がありました。

次に、総合支所関係では、宿日直業務について、大島支所だけは昨年より減額となっているがこれは日直を職員が行っているということか、またいずれは他の支所とそろえる予定なのかとの質問に対し、職員が行なっているが、いずれは他の支所とそろえる予定である、との答弁がありました。

小規模施設整備事業補助金について、浮島地区では有線による地区放送施設を設置しているが、台風などでの断線等の復旧にこの補助金は該当するのかとの質問に、自治会の共同利用施設ということから該当する、との答弁がありました。

このほか、日良居支所、出張所の職員体制やエレベーターについて、久賀総合センターへのエレベーター設置について、臨時雇用職員の賃金体系についてなどの発言や要望がありました。

次に、政策企画関係では、小規模集落について限界集落という言葉を目にするが、町として限界集落というものの明確な基準を示していただきたいとの質問に対して、限界集落という言葉、またその定義をある大学教授が示しているが、それによると65歳以上が50%以上の集落を限界集落、55歳以上が50%以上の集落を準限界集落と言っている。行政としては、小規模高齢化集落という呼び方をしており、それは19戸以下で高齢化率が50%以上の集落を言う。ただし、集落のとらえ方はそれぞれの自治体によって異なっており、一概には言えないところである。周防大島町では、自治会単位で集計すると30程度の小規模高齢化集落がある、との答弁でありました。

次に、財政課関係では、ガソリン税等の暫定税率廃止になった場合、本町の予算への影響はどの程度になるのかとの質問に対し、影響するものは自動車重量譲与税、地方道路譲与税、自動車取得税交付金に係る。額としては、自動車重量譲与税が6,000万円の減、地方道路譲与

税が650万円の減、自動車取得税交付金が3,200万円の減となり、総額約9,850万円の歳入減の見込み、との答弁がありました。

また、地方交付税の普通交付税の詳細について説明を願うとの質問に対して、地方税の偏在是正による財源を活用し、地域活性化対策に必要な特別枠として創設される地方再生対策費が2億400万円の試算となっている。国勢調査の人口減で、毎年6,500万円から7,000万円の減、起債償還に対して交付税措置がされているが、20年では1億1,000万円ほど公債費が落ちている。それに対して、7,000万円ばかりの交付税措置が減になると見込まれている。下水道関係の高資本対策費が6,000万円減の見込み、それを合わせて2億円、差し引きゼロで70億円の予算を計上、ちなみに平成19年度の普通交付税決定額は70億4,000万円である、との答弁がありました。

次に、税務課関係では、徴収事務について、それぞれの税に滞納繰越分があるが、滞納整理はどのようにしているのかとの質問に対し、総合徴収体制をとってから租税債権については、納税指導に従わない悪質滞納者について自力執行権に基づき財産調査等を実施して、給与の差し押さえ、財産の差し押さえ等を実施している。また、裁判所の関与の必要な民事債権について、支払い督促を本年度2件実施している。これらにより200万円の大口の支払いに応じたものが数件あった、との答弁がありました。

契約監理課、会計課、議会関係については、特に質疑はありませんでした。

次に、教育委員会関係では、まず総務課学校教育課関係で、中学校統合について跡地利用は進捗しているのか。統合後に考えるというものでなく並行して考えることが必要と思われるがとの質問に対して、職員及び一般住民から広報やインターネットでアイデアを募集した。蒲野中や日良居中学校は、防音事業で改築改造を行っているため転用目的に制約がある。また、沖浦中は借地の問題などを抱えているが、平成20年度から取り組んでいくこととしている、との答弁がありました。

社会教育課教育支所関係では、ふるさと文化推進事業の備品購入費の可動式音響反射板の利用形態についての質問に対して、可動式であり、また持ち運び可能な大きさなので町内の学校や各総合センターの文化行事で活用でき、利用に伴う施設の使用料には影響しない、との答弁がありました。

サッカー大会、ロードレースなどの経済効果はどれくらいと見込んでいるのかとの質問に対し、調査はしていないが宿泊費や弁当など大きいと思う。サッカーでは、概略3,000万円の経済効果があると言われている。また、ロードレースの折には宿泊施設は満杯状態である、との答弁がありました。

次に、放課後子供プランについて、詳細を教えてください。また、この事業の実効性はあるのか

との質問に対し、従来の小学1～3年を対象の児童クラブと小学校1～6年を対象にした子供教室を合体させたような事業である。教室の内容としては、宿題を見たり、工作や運動を行ったりするもので、児童クラブが未実施の東和の和田、森野、久賀の椋野小学校地区を予定している。また、実効性という点では、コーディネーターの確保が最も重要なのだが、子供を預かる責任や遊ばせる内容を考える難しさがあるため確保が困難な状況もある、との答弁がありました。

このほか、中学校統合の開校記念碑等の作成について、教職員住宅の利用状況について、海洋センター、陸上競技場等の維持管理についての発言や要望がありました。

以上が、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計予算についての主なものであります。

続いて、議案第10号平成20年度周防大島町渡船事業特別会計予算では、船舶の管理について、エンジンの修繕費などは多額なものになるが、船舶保険料での修繕はできるのかとの質問に対し、現在の保険ではエンジンの修繕は対象にならない、との答弁でありました。

このほか、船員の人事異動について、船舶の適正な管理についての発言や要望がありました。

最後に、議案第22号周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、自己啓発ということから企業へという考え方はないのかとの質問に対して、企業への人事派遣ということになると、自己啓発というよりは研修制度での対応となる、との答弁がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私の方は、基本的には委員会傍聴させていただいたわけなんです。その中で聞き漏らした点について質疑をしておきたいというふうに思います。委員長は、あくまで委員会の結果と経過の報告ということで、最初に基本的には主なものの報告という言い方されましたので若干聞いておきたいというふうに思います。

といいますのが、総務委員会の方で大事な部分として、事項別明細書247ページから総括表になっております。最後が債務負担行為で、翌年以降にわたるものについて前年度末との調書及び部分で、今年度の償還分を出しております。

その点で、財政当局もしくは総務部からいわゆる補足説明があったのか、また委員からの質問は基本的にはあったのかどうなのかについて、私ちょうど若干最後の時間がおられなかったので、報告を求めておきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 総務……。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） それについては、特に質問もありませんでした。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 質問がなかったという報告なんですけど、実際的に中身として、例えば組織機構にかかわる部分として基本的には非常に大事な部分です。

他の委員会では、部分的に質疑をします。例えば、うちの民生でしたら款の民生部分を中心に質疑をしますから、全体はとらえられません。しかし、総務委員会では実際的な予算の全体、いわゆる構成部分を審議しますから当然全体がわかりやすいというのが委員会の1つの特徴なんです。その中で、補足説明もなかったのかどうかについて再度聞いときたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） 特別はございませんでした。

議長（新山 玄雄君） いいですか。ほかに質疑はありませんか。浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） 今委員長報告の中で、ちょっとわかりにくかった部分があるんでお尋ねしますけども、地方交付税云々で2億400万円という報告があったと思いますが、そのときちょうど財政課長ちょっとげんそうな顔しておられたんで、ちょっともう少し詳しく、これ説明を願えたらと思います。

議長（新山 玄雄君） あの、そういう質問ちょっと不正確というかふさわしくないと思いますが（発言する者あり）全体的な（発言する者あり）はい。

議員（6番 浜戸 信充君） ちょっと、もう1回その部分を読んでください。もう1回、済いませんが。

議長（新山 玄雄君） はい。それじゃ伊藤委員長。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） その部分ですか。

議長（新山 玄雄君） そのところだけ。

総務文教常任委員長（伊藤 秀行君） ああそうですか、はい。地方交付税の普通交付税の詳細について説明願うとの質問に対してということでもいいですね。

地方税の偏在是正による財源を活用し、地域活性化対策に必要な特別枠として創設される地方再生対策費が2億400万円の試算となっているという報告でした。

議長（新山 玄雄君） 浜戸議員。

議員（6番 浜戸 信充君） いや、それ、どういったらいいかな、ちょっとその時ちょうどげんそうな顔されとったんで（笑声）違う（笑声）いや、数字が、数字が違うのかなと思ったんです。わかりました。よろしいです、はい。（発言する者あり）

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑がありませんか。 質疑なしと認めます。

総務文教常任委員長、御苦労さまでございました。（発言する者あり）

次に、民生常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚原民生常任委員長。

民生常任委員長（魚原 満晴君） おはようございます。

民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本委員会は、3月13日委員全員の出席のもと委員会を開催し、審査を行ないました。

審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部に説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、議案第1号のうち本委員会所管分から議案第5号まで、議案第11号及び議案第23号の付託議案7件について、お手元に配布いたしております委員会審査報告のとおり、全件とも可決すべきものと決定いたしました。

次に、審査の過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、福祉課関係では、社会福祉協議会への補助金及び福祉医療費の乳幼児、母子等人数の内訳についての質問に対し、社会福祉協議の補助金は合併による人件費の増と食の自立等の委託事業の利用者減により収入も減り厳しい状況なので、町としてもできる限り助成をしていきたい、との答弁がありました。

20年度は、有償サービスの拡充の検討をお願いしている町の事業で、収益の上がるものについて今後検討しながら社会福祉協議会へ委託したい。福祉医療費の内訳については、重度278人、重度老人687人、乳幼児424人、母子232人であり、との答弁がありました。

ちびっ子医療事業の人数と所得の基準についての質問に対し、人数は小学校1年から6年まで約700人、所得については、町民税、所得割の限度額13万6,700円以下が対象となります、との答弁がありました。

児童クラブの時間延長についての質問に対し、児童館は1時間延長している。22年度から補助基準が変わる。今後、児童クラブと協議して方針を決めたいので、20年度に検討させていただきたい、との答弁がありました。

このほか、民生委員の選任について、地域生活支援事業について、日常生活用具給付事業についてなどの発言がありました。

健康増進課関係では、妊婦健診の公費負担についての質問に対し、奈良県の妊婦のたらい回しの事件から、費用負担が大きく健診の公費負担が望まれるとされました。普通交付税の基準財政需要額の中に、今まででは2回分の算入であったが5回分算入されることとなっており、最低5回の公費負担をするよう国から求められております。それを、本町では10回の公費負担とし、また1回目と5回目だけ超音波検査を公費負担とするところを、毎回公費で負担することとなっ

ています、との答弁がありました。

2次救急医療機関は、周東病院と大和病院ということであるが、大島から大和病院へ行く者はいないと思う。大和病院へも支払いをする必要があるのかとの質問に対し、大島から大和病院へ行く者はない。ほとんどいません。柳井医療圏では1割程度です。柳井医療圏は、柳井市が窓口となって周東病院9割、大和病院1割を支払っています、との答弁がありました。

このほか、子育て支援を重点に行なうのであれば、妊婦健診14回すべてを無料化にしてはどうか。また、保健センターの保健師は正規の職員の常勤体制を維持してほしいとの意見要望がありました。

医療保険課では、後期高齢者医療制度と老人保健医療を比較し、町にとってどちらが有利なのかとの質問に対し、平成20年度は国の方針により概算として予算計上しているが、平成22年度に精算してみないとはっきりしない、との答弁がありました。

今回の制度改正により、国の負担はどうなるのかとの質問に対し、平成20年度予算では今までとほぼ変わりはないが、国保会計において平成21年度で保険基盤安定事業の支援分、財政安定化支援事業等を終えるとしており、そうなりますと約1億8,000万円の影響が出ます、との答弁がありました。

後期高齢者の均等割の保険料1人当たり、山口県は4万7,272円ですが、全国で一番高い県、一番低い県はどこですかとの質問に対し、一番高いのは福岡県で5万935円、一番低いのは3万5,300円の新潟県です、との答弁がありました。

また、後期高齢者医療制度の導入に対して危惧するとの意見がありました。

税務課関係では、特に発言はありませんでした。

介護保険課関係では、一般会計の介護保険対策費、委託料の介護保険システム改修657万5,000円の内容についての質問に対し、平成21年度に介護保険制度改正が予定されており、この改正に対応するためシステム改修費として500万円、改正が想定される内容としては、保険料、要介護認定、介護報酬等であります。また、サーバー更新処理費の157万5,000円です、との答弁がありました。

介護サービス給付費の算定方法について、またサービス種類別利用状況の傾向についての質問に対し、サービス種類ごとに過去の利用実績や直近の利用状況をもとに算出している。その結果として、前年度当初予算対比102.6%になった。前年度に比べて増加しているのは、居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型サービスでありますとの答弁がありました。

このほか、町内の地域密着型サービス事業所の整備状況について、小規模多機能、居宅介護についてなど、発言がありました。

公営企業局関係では、機械器具の購入についての質問に対し、予定価格80万円以下の機器に

については、相見積もりにより随時契約を行っております。それ以上の機器については、6社以上の指名競争入札としております、との答弁がありました。

大島病院の移転新築の事業内容についての質問に対し、平成20年度の移転新築工事においては用地費が補償費を含めて1億4,394万5,000円、本体工事が15億円、設計料が2,719万5,000円、外溝工事が3,615万円、周辺対策費1,500万円で、合計17億2,229万円となっております、との答弁がありました。

平成20年度では、医業収支が5億5,425万2,000円の赤字で、他会計より補助金6億24万5,000円等が入って3,124万1,000円の赤字ということなのかとの質問に対し、金額についてはそのとおりです。他会計繰り入れの明細は不採算地区病院、救急病院、追加費用、患者輸送運行経費の特別交付税が1億9,188万4,000円、病床割、企業債償還分、災害復旧事業債分、看護師養成所の特別交付税が3億9,877万4,000円、健康管理センター運営補助が958万7,000円となっております、との答弁がありました。

新大島病院では療養病床が予定されているが、必要な医師数は一般と療養とで異なるのかとの質問に対し、療養病床は医師数が少なく済みますので、現在予定している医師数で99床分を充足することとなります。さらに、6月にも医師採用を予定しております、との答弁がありました。

このほか、企業債償還の内容について、職員の被服費について、高金利の企業債の繰上償還についてなどの発言がありました。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。

議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようよろしくお願いいたします。報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任（発言する者あり）ごめんなさい。間違えた。民生常任委員長の報告が終わりましたので、失礼しました。これより質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。民生常任委員長、御苦労さまでございました。失礼しました。

次に、建設環境常任委員長より、委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。中本建設環境常任委員長。

建設環境常任委員長（中本 博明君） 建設環境常任委員会委員長報告、建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日委員全員の出席のもと委員会を開催し、付託された議案の審査を行いました。審査に当たりましては、関係議案及び所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、

質疑を行ない、十分なる審査の結果、議案第1号のうち本委員会所管部分及び議案第6号、議案第7号、議案第9号の付託議案5件について、お手元に配布しております委員会審査報告書のとおり、いずれも可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順序に沿って、その過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

まず、上下水道課関係の一般会計では、浄化槽の設置が減少傾向というが予定基数はとの質問に対し、5人槽が35基、7人槽が25基、10人槽が2基との答弁でした。また、申し込みが多い時は補正できるかとの質問に対し、できる、との答弁でした。

次に、簡易水道事業特別会計では、広域水道出資債元利補給金と水価安定補助金を合わせると1億円少しになるが、町の歳出と差し引きすると幾らの持ち出しになるかとの質問に対し、水価安定補助金は簡易水道会計への繰入金の財源になっている。広域水道出資債元利補給金は、地方債である広域水道出資債で本年度償還予定1億6,000万円余りの補てんに充てられている、との答弁でした。

久賀地区に別荘等ができ、開発業者が給水しているが、町が給水する計画があるかとの質問に対し、町の制度では100%自己負担で給水設備をお願いしている、との答弁でした。

水道料の滞納額は幾らかのとの質問に対し、2月現在で3,264万4,323円、との答弁でした。

滞納の収納見込みが前年度と同額だが、多くなるのではないかとの質問に対し、今年度の状況等から推計し計上しているが、引き続き収納アップに努力する、との答弁でした。

公共下水道事業特別会計では、町の負担が多いが収支の状況はどうかとの質問に対し、20年度予算の使用料金収入と維持管理費を、公共農排、漁排の各処理区ごとに報告がありました。当初計画と差があるのではとの質問に対し、人口の減少と流入人口の減がある、との答弁でした。

農業集落排水事業特別会計では、和田地区の加入状況はとの質問に対し、平成20年2月現在で、居住人口491人に対して加入者270人で、55%の加入率である、との答弁でした。

55%では少ないのではとの質問に対し、供用開始から3年で加入率を90%の目標にしている、との答弁でした。

加入すると使用料も要るし、高齢者は控えているのではないかとの質問に対し、中には高齢者の一人暮らしで排水設備工事を行っていない人もおりますが、接続していただくようお願いしている、との答弁でした。

漁業集落排水事業特別会計では、片添は平成5年供用で浮島は平成9年供用なのに、もう施設の更新が必要なのか、耐用年数は、また補助は何年たってもあるのかとの質問に対し、住民が節水するため、汚水が濃くなりガスが発生し施設が傷む。更新耐用年数は施設の種類により異なる

が対象である、との答弁でした。

計画人口と現状とでは大きく減少しているが、将来の予測はとの質問に対し、町全体の減少と比較すると浮島は緩やかな減少であるとの答弁でした。

使用水が少ない理由と、工事請負費は何かとの質問に対し、使用水が少ないのは、自己水源に乏しいため住民が自主節水している。工事請負費は、4カ所のマンホールポンプの取りかえ工事であるとの答弁でした。

次に、環境施設課関係では、最終処分場の完成後現在供用している処分場の扱いはどうなるのか、また閉鎖後の最終処分場の管理についてはどのように考えているのかとの質問に対し、新処分場が供用開始しても、町内4カ所の既存の最終処分場のうちまだ埋め立てが可能な管理型の旧橘と東和の処分場については、地域の皆様の御理解がいただければ引き続き有効利用し新処分場の延命化を図りたい。また、閉鎖後の最終処分場については、公有地であることから適正に管理をしていきたい、との答弁でした。

し尿処理施設とごみ焼却施設の運転管理業務を、随意契約により施設施工メーカーの関連会社と契約をし、この3月1日に業務の引き継ぎをしたという説明があったが、随意契約の理由を聞きたいとの質問に対し、廃棄処分施設の運転管理業務は、施設を安全かつ適正に運転することと、排出基準を遵守しなければならないという責任管理になることから、全国的に見て施設を施工したメーカーの関連会社に運転業務を委託する自治体が多いのが実態です。廃棄物処理施設は、施工メーカー独自の技術で建設された部分が多く、信頼性と安全性を考慮すると、施工メーカーの関連会社に委託することが本町にとって有利であると判断した、との答弁でした。

次に、生活衛生課関係では、来年度から空き瓶回収についてコンテナボックスの管理を自治会に任すということであるが、どのように管理を任すのか、変更になった点は何か、自治会へ任すということは自治会に幾ら補助するのかとの質問に対し、平成20年度から空き瓶の分別を、透明、茶、そのほかの3色の分別に統一する。空き瓶を入れるコンテナボックスを各自治会に配布し、管理をお願いする。経過措置として、瓶の分別指導謝礼を1カ所当たり1人分670円の12カ月分を自治会へ支払う予定としている、との答弁でした。

今まで職員がコンテナボックスの配布等行っていたのを自治会に任すのだから、もっと面倒を見てやらなければいけないのではないかととの質問に対し、ごみの収集については、職員と住民の方の双方で協力してやらなければこれからの高齢化社会に向けて対応できないと思う。久賀、東和地区では、分別の移行期間においていろいろと疑義が生じるであろうから経過措置としての金額を提示したが、他の大島、橘地区では既に支払いは終わっている。基本的には、コンテナボックスを管理する経費については支出する予定はない、との答弁でした。

住宅使用料の滞納繰越分251万円を計上するに当たり、滞納額全体を把握していれば20年

2月末時点で幾らか。新規に発生した滞納はないかとの質問に対し、20年2月末の滞納額は3,114万4,786円になる。現年度分については、5月31日の出納閉鎖をもって19年度分の滞納額を集計するために、決算上の取り扱いとなる、との答弁でした。

滞納繰越分を計上するに当たり、何を根拠に計上するのかとの質問に対し、前年度実績、滞納者の状況等を考慮した上で計上している、との答弁でした。

このほか、ごみの収集袋の収入について、ごみ収集の変更について、霊柩車の運行委託料についてなどの発言がありました。

次に、農林課関係では、農地、水、環境保全向上対策事業にかかわる申請等の方法についての質問に対し、平成19年度から5カ年の事業で、集落でグループ化し面積に応じて金額を算出する事業で、新規算入は毎年度6月まで受け付けており、希望があれば説明に伺う、との答弁でした。

担い手総合支援事業のみかんサポーターは何名程度いるのか、1日2,000円の日当とみかん10キロと聞いているがとの質問に対し、現在120名程度の登録である。予算上の直接経費はないが、2,000円の日当とみかん10キロに加えて500円程度の弁当と休憩時間の確保をお願いしている、との答弁でした。委員から、登録人員の増を求める要望がありました。

地産地消実践推進事業で、累計140万円投資することになるが、早急に直売所を設置すべきではとの質問に対し、町としても早くつくりたい。JAが事業主体で立ち上げることが望ましいと町、県は考えているが、設置場所の絞り込みができていないので、20年度に山大的先生に候補地選定の調査を依頼する予定であるとの答弁でした。

このほか、資源循環型肉用牛経営育成事業について、県営農業基盤整備事業についてなどの発言がありました。

次に、商工観光課では、観光協会を法人化するというが、平成19年度と比較してどのくらいの効果があるのか。法人化という話は、町、観光協会とどちらから先に出たのか。観光協会を法人化したらどうなるのかとの質問に対し、効果は459万4,000円を見込んでいる。法人化という話は以前から出た話であり、どちらから先に出たのか定かでない。観光協会であれば、行政職員のコンプライアンスより違った面が出てもっと自由な取り組み、発想で町の活性化、観光産業の発展につながると考えている、との答弁でした。

社団法人周防大島町観光協会となれば、採算がとれないと事業をやめてしまうのではないかとの質問に対し、町がすべてを観光協会に任すのではなく、町と観光協会と一緒に事業を進めていけると考えている。さらに、試行錯誤を重ねて3年に1回は見直しを行う、との答弁でした。

竜崎温泉の管理について、現在循環式となっており衛生的でないと思うが、毎日かん水するこ

とはできないのかとの質問に対し、湯量が少ないため毎日のかん水はできない。衛生管理については、より一層指導していきたい、との答弁でした。

観光一般経費で、特産土産品販売センター概略検討業務はどのようなものと考えているのかとの質問に対し、特産土産品販売センター建設について、既存施設の現況調査や各種法令の調査を行い、基本構想をまとめるもの、星野哲郎記念館開設に伴い、道の駅周辺施設の集客数が増しており、この集客を対象に道の駅周辺に特産土産品販売センターを建設しようとするもので、同センターの規模は1店舗2坪程度、販売に当たっては最終的な加工、調理ができるものと考えている。また、入店に当たっては公募により参加者を募ることを考えているとの答弁でした。

星野哲郎記念館管理運営経費で星野哲郎記念館広告料を将来にわたり減額していくような説明であったが、広告料は必要と考えているがどうかとの質問に対し、なくすということではなく、その年度のイベント等を考慮しながら必要に応じて計上していきたいという答弁でした。

このほか、商工振興事業補助金について、日本観光協会負担金について、長浦スポーツ滞在型施設等管理についてなどの発言がありました。

次に、建設課では山下浜木屋線の工事内容と続きの計画についての質問に対し、工事内容については橋と舗装工事、続きの計画については決定していないとの答弁でした。委員から道路維持費の工事請負費2,000万円を適正に執行するよう要望がありました。

最後に、水産課関係では、港整備交付金事業補助金の補助内訳で国費50%、県費30%の確認の質問がありました。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり、御議決賜りますようお願いいたしまして報告を終わります。

議長（新山 玄雄君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） まず、第1点が周防大島町観光協会補助金について、審議の経過、補足説明等について質疑を行います。といいますのが、実際今年度いわゆる新たな組み方、いわゆる観光協会に一括補助していわゆる事業展開をする、イベント展開をするという予算書になってきたのではなかろうかというふうに思うておるんです。

その中で、今年度いわゆる2,066万2,000円がいわゆる観光協会の方の繰り出し金に補助金として出ます。その内訳に対する執行部からの補足説明、もしくは、いわゆる質疑、委員からの質疑等があったらまず報告をお願いしたいというふうに思います。

それと、もう1点が実際的に漁業振興、水産関係ということで最後の委員長報告されましたが、実際的には前年度と同様のいわゆる事業形態だろうということが推測できますが、実際的には例えば種苗放流事業等、またタコつぼ事業等について、実際的に執行部より補足説明があったのか

なかったのか。それと、それに対する委員会からの、委員からの質疑等があったのかなかったのか。あれば若干報告をお願いしたいというふうに思います。

建設環境常任委員長（中本 博明君） 最初に漁業の方ですが、質疑はありませんでした。

それで、今の商工の方も質疑はなかったと思うんですね。 ありませんでした。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 御承知のように、観光に対する部分としては一般質問等でお出されております。その部分が新年度予算にかかわっておるという点は委員長も承知のとおりだろうというふうに思います。その中で、内訳等について丁寧なという表現が適切か、それとも委員会審議ですから、例えば具体的に、私としては、例えば今年度いわゆる観光協会に対してこれだけいわゆる補助しますよと、その内訳については基本的にはこういう考え方ですよということの補足説明ぐらいは、なければ中身が全くわからんまま審議ということになるのではなからうか思います。その点で質疑しよるんですが、再度問いますが、補足説明自体もなかったんですか、執行部から。

建設環境常任委員長（中本 博明君） ありません。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。ないようでありますので質疑を終結します。建設常任委員長、御苦勞さまでございました。お疲れでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これより討論、採決に入ります。

議案第1号、討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 平成20年度周防大島町一般会計に対し、反対の立場から討論を行います。

私は、今日まで討論の基軸にしておったのが、実際周防大島町という町が本当に国のまあいって大丈夫なのかどうなのか。それとも、本来法律でその地方自治体が担っている暮らしや福祉を大切に、次代を担う子供たちを大切にするのか、それがいわゆる予算分析の主点であることを再々言ってきました。そしてまた、客観的には国から地方自治体、地方自治体に対する当然財政上の締めつけがある、その点も前提にして討論をしてきました。

しかし、私は仮に町民主人公ということで町長が長年、この4年間やられたのなら、少なくとも国と地方自治体との関係、またその分析、国の政治と国の国民の関係、これらを分析して町民の目線で予算編成すべきだと、この点を私はまず強調したいというふうに思います。

合併後、この間の特徴、これは2004年度、一方的に実質の交付税が2兆8,600億円減されました。これが合併後の大きな財政上の流れになります。ですから、財政当局は当然大変だ

というふうには私は認識しております。しかし、実際この削られ方のひどさ、これに対して私は怒りを持つ立場であります。例えば本会議室でやりましたように、2004年度対比、16年対比で実際的にはかなりの減額、10億円を超えるというふうに考えられますが、こういう状況であります。

このような中、合併後実際どうだったのかという点では、箱物建設の地方自治体が建設するどうにも必要でないものに合併の前の約束として10億円以上を使いました。そしたら町民の方はどうかといえば、例えば合併前サービスはそれぞれの自治体の高い方にあわせ、負担は低い方にすると、こういった町民の約束、これは一方的に破棄し、水道料金、国民健康保険税の引き上げ、介護保険料の引き上げ、下水、これら引き上げられました。また、私の所管委員会であります給食サービス事業、これは町民負担増で旧東和町で頑張っておった毎日給食、これを破綻させました。また、各種検診代の引き上げ、在宅介護見舞金制度の廃止等、全く許せないことがずっと続いてきました。

ぜひ私考えていただきたいのは、これだけではなく国の役割はどうだったのかという点を提起したいというふうに思います。といいますのは、高齢化率が43%から45%言われている本町で特に影響が大きかったのが高齢者をターゲットにした大增税、負担増、医療、介護、障害者の施策、制度改悪と合わさって押し寄せている点であります。これは小泉元首相、そしてまた選挙の結果とはいえ、与党に300議席を与えた、そしてそれが行った中身の事業であります。当然国民から反撃はあるというふうに考えております。

仮に町民の目線を標榜するなら、もう一度この4年間町民の実態を調査し、予算編成し、そのことができないのなら改善のための早い時期での補正をするよう求めたいというふうに考えます。

次に、再編交付金について討論します。平たい言葉で言えば容認交付金と言われるように、再編を認めれば交付するというものです。山口県関係で考えるなら、岩国基地が極東最大の米軍基地になることを認めれば交付し、島民の安全安心を真正面に掲げ反対すれば交付しないとの交付金であります。国から見て税金をどうにでも使えるような内容にしたのが法の中身であります。まさに防衛族の天皇と言われた守屋前事務次官と小泉元総理、そして300議席が行った非常にいびつな国言うままに税をコントロールする、そして地方をコントロールするためのお金であります。私はわずか21年でありますが、このような法律は見たことはありません。

さて、このような中、今年度の歳出の中であらわれているちびっこ医療費助成事業、これはもともと旧大島町時代から要求して、そしてまた皆さんと一緒に力を合わす中で実現できたものであり、また、妊婦一般公費負担の回数増に反対するものではない、この点は12月議会等を見ても明らかだというふうに考えます。ぜひ財源を訴えたいと思います。この点では、この間、住民には財政が厳しいと宣伝し、負担の増大、サービス低下をもたらしました。それらの中で19年

度、単年度で財政調整基金1億円増、また今議会で明らかなように、補正予算の中での多額の財政調整基金への繰戻し、この実態を考えれば予算的には措置できる、これが私の考えです。

次に、予算の中で一つは町長交際費のあり方で討論します。実額としては年間150万円であるとの報告がありました。また一方、次の町長のため、いわゆる選挙後の町長のために前年度予算額同様の予算を確保したと、こういうことであります。しかし、そういうことをしていいのかどうなのか反省を求めたいというふうに考えます。といいますのは、子供たちの予算は既に御承知のように3%カットで予算要求しなさいということのを既に言われて予算計上を要求してくる。一方では、余裕があってもまだ削らない、こういうやり方が本当に議員の皆さんから見て道理や納得がいきますか。ぜひ一人一人考えてください。

さて次に、機構の問題について討論したいというふうに思います。この点では、残念ながら今段階でも4月1日以降の各部の定員、そしてまた各課の定員、これがまだ明らかになってないという状況ですから十分な討論はできません。しかし、執行部が提案してる中身、それは保健師を例えば久賀にいた人、保健師さん、そして東和にいた人の保健師さん、これを橘に引き揚げる、こういうことが果たして許されるでしょうか。

また、大島については週3回、残りは賃切り対応をする、そういうやり方で果たして本当に次代を担う子供たちや、本当に例えば子育て支援を語る資格があるのか、この点も皆さん一人一人の議員が考えていただきたいというふうに考えます。私たち年度当初予算で討論するのはこれが最後になるかもわかりません。ぜひ、周防大島町民の本当の実態に立った予算をつくるように、ぜひとも提起し、私の反対討論といたします。

以上であります。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。尾元議員。

議員（24番 尾元 武君） 私は、合併いたしまして4年の節年に当たりまして、議案第1号平成20年度周防大島町一般会計予算について賛成の立場で討論を行いたいと思います。

思い起こせば、さまざまな議論を重ねて4町の合併が成就いたしました。平成16年10月1日の合併の日を迎える直前の台風の襲来、また、この予期せぬ大きな災害を乗り越えまして、その復旧に膨大な予算を費やし、加えて合併前には想像もつかなかった三位一体の改革という猛スピードでの改革が推し進められ、合併による財政効果がそのスピードに追いつけないといった、まさに周防大島町にとっては怒涛のごとき3年半であったと感じるところであります。

そのような状況のもとで、町長を初め職員の皆さんが一丸となりまして、この難局に対処し、合併前の旧町からの引き継ぎ事業であります大島斎場、また東和庁舎、星野記念館、一般廃棄物処理施設及びリサイクルセンターなどの大規模事業が完成いたしまして、また、防災行政無線の町内全域の運用が開始される運びとなりましたことには、まずもって敬意を表するところであり

ます。

そして、周防大島町が誕生し4年目の予算編成であります。平成20年度予算のポイントは町長の施政方針にも明らかになっているように、子育て支援と財政の健全化、この2点であると思っております。

まず、第1点目の子育て支援につきましては、とかく高齢者に視点が向きがちの昨今ではありますが、本町は早くから高齢化が進み、高齢者モデル居住圏構想への取り組みを初めとして、さまざまな高齢者対策を講じてまいりました。

そして、その高齢者へのサービスを堅持しつつ、今年度はさらに子育てへの施策充実に努められておられます。特に、小学生の医療費無料化や妊婦健診の10回までの無料化は、県内他市町に先駆けた追随を許さない取り組みであると高く評価すべきであると思っております。

そして、2点目の財政健全化であります。国、地方を通じて非常に厳しい財政環境のもとでの、先ほども申し上げたとおりの三位一体の改革によります税源移譲が行われたことであります。地方交付税の大幅減額が実施されまして、地方再生対策費が創設されとはいえ、本町の地方交付税の伸びというものが期待されないといった状況でありました。このような状況におきまして、いかにまた財源を確保いたしまして、限られた財源を有効にかつ重点的に分配することが、それが予算審議の視点であると思っております。

そこで、当初の予算の概要に掲げております合併関連、また再編交付金関連の各事業を見ますと、いずれの事業も周防大島町といたしましては、元気にここに安心のために、一般財源を投入してでも必ず実施すべき事業ばかりであります。これらの事業実施に当たりましては、合併特例債、またあるいは再編交付金をその財源に求め、それから生じた一般財源をもって、例えば道路維持管理関連の予算を倍増などと、そういった住民密着の予算を確保する。それとともに基金の取り崩し額を昨年度と比較しまして約1億5,000万円をも減額している、そういった予算編成がなされたことは、住民ニーズを的確にとらえ、かつ財政健全化に努められたたまものであると確信するところであります。

今後ともさらなる健全化に努められるとともに、136億8,800万円の予算をもって、周防大島町の町民の暮らしのますますの向上をすることを切望いたしまして、私の賛成討論とするところであります。

重ねて申し上げますが、合併特例債、また再編交付金をその財源に求められ、一般財源をもって道路維持とか、本当に住民に密着するところへ予算が確保することができ、また、基金を1億5,000万円も軽減することができたということは、財政健全化に向けまして、本当にこのたびの一般会計に対しましては大いに評価すべきところであることを確信するところであります。ありがとうございました。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。魚谷議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 平成20年度周防大島町一般会計予算について、私は賛成の立場より討論をしたいと思います。

今議会の冒頭、町長より財政の健全化を念頭に置いて政策を進めてきたとの報告もありましたが、現在の周防大島町は非常に厳しい財政状況にある、これは皆さん周知のことと思います。そのような状況下、町民生活全般にわたり今議会に提案されました予算が最大の配慮がなされているものと私は思います。

特に、児童に対する医療費の無料化など、子育ての支援策、これは大変我々町民にとっては画期的なことであるというふうに私は思っております。今後の子育ての一助にお父さん、お母さん方、非常に喜ばれる政策の一つであろうというふうに思っております。

また、我々に配布されました資料の中に財政改革の取り組みにより、将来にわたりその効果が見込まれる数字もちゃんと載っております。将来にわたりこれぐらい財政効果があるよというような数字もちゃんと示されております。

このような観点から、本予算を成立させ、また、執行部におかれましては迅速に執行され、心豊かで安心安全の周防大島町を実現することを皆様とともに願うものであります。

以上、賛成の討論といたします。

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号平成20年度周防大島町一般会計予算について、3常任委員会の委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。50分まで11分間休憩です。

午前10時39分休憩

.....

議長（新山 玄雄君） 定例会閉会の後に、公営企業局から大島病院移転、新築についての報告の申し出がありますので、受けたいと思いますから御予定よろしくお願いいたします。

.....
午前10時50分再開

議長（新山 玄雄君） それでは、再開をいたします。

議案第2号討論はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 議案2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について反対の立場から討論をいたします。

なお、議員の皆さん方御承知のように、今回のいわゆる中身は議案第4号老人保健事業特別会計及び介護保険すべてにかかわりますので、一括して反対の立場から討論をしておきたいというふうに思います。

それでは、議案第2号周防大島町国民健康保険特別会計について反対の立場から討論をいたします。

私は、これまで国民健康保険特別会計の討論に当たっては、憲法が保障された人間としての生存権を大事にするのかどうなのか、この立場から討論をしてみいました。そのことは、所得の状況によって差別してはだめだ、こういう視点であります。この考え方を真正面から否定したのが今回の後期医療制度導入であります。

この制度の問題点、まず第1点は、財政主導で国の負担をどう減額するのか、国の負担を減らし、国民へ、また地方自治体に新たな負担を求める内容になっている、これがまず第1点です。

2点目、地域間格差、そして個人間格差がこの制度が広がると全く同じように広がっていくという問題を内包していること。例えば、山口県では全国9番目の保険料としてあらわれ、わずかな年金から待たなして徴収されます。必要な医療を受けようとする逆逆に保険対象外が広がっていくわけですから、必要が医療が受けられなくなります。世界の中で皆保険制度行っている国で、こういう年齢で医療差別を持ち込むシステム導入した国はないというふうに考えます。

3点目は、人間の尊厳にかかわる終末医療否定するものであるという点であります。今度の制度は終末期に当たって、本人、家族の意思を無視することにつながります。医療提供者、医師及び病院ですが、最善の医療を否定することになります。本来は、人間の終末期において多様なみとり方をするわけですが、そのことを否定する内容になっております。

さて、予算編成をされた町長、あなたは議会冒頭、45年の長きにわたり地方自治に携わって、このように言われました。私はそのことが大事ではなく、少なくともどういう視点で地方自治に携わるか、これが問われるという立場であります。町長は、富裕層でありますから痛みを感じないかもわかりませんが、どんな社会になっていくか、この国の行く末を案じる人は多くおら

れます。国言うままの地方自治体でいけば過疎はますます過疎になっていくというふうを考えます。

今回この制度に対して、多くの皆さん方から、私ども党の中央委員会に寄せられました。中身を紹介したいと思います。推定できるのは町長より若干若い層であり、後期高齢者に突入する時期の人だというふうに推定されます。中身です。「国家が戦争を始め、幼少期を戦火に翻弄され、青年期、中年期を日本経済を長時間低賃金で支え、老人になり再び日本国から非民されようとしている。後期高齢者医療制度の向こうに墓場しか見えない」これが私ども政党に寄せられたファックスであります。

私は、こういう制度は絶対につくってはいけない、この立場であります。この点を強調し反対討論といたします。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 次に、反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第2号平成20年度周防大島町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第3号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第3号平成20年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第4号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第4号平成20年度周防大島町老人保健事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第5号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第5号平成20年度周防大島町介護保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第6号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第6号平成20年度周防大島町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第7号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第7号平成20年度周防大島町下水道事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 8 号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第 8 号平成 20 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 9 号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第 9 号平成 20 年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 10 号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第 10 号平成 20 年度周防大島町渡船事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第 11 号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第11号平成20年度周防大島町公営企業局企業会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第22号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第22号周防大島町職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第23号討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第23号周防大島町後期高齢者医療に関する条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第14・議案第47号

議長（新山 玄雄君） 日程第14、議案第47号平成19年度三蒲漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） それでは、議案第47号平成19年度三蒲漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、平成20年3月10日に井森工業株式会社と請負契約を締結いたしました。平成19年度三浦漁港整備工事第2工区の請負代金を増額する請負変更契約の締結について議会の議決をお願いするものでございます。

本工事は西防波堤の堤体工及び上部工、A護岸の基礎工及び本体工、物揚げ場の基礎工を施工する内容となっておりますが、入札剰余金を充てて物揚げ場の基礎工を20メートル増嵩し、事業の早期完成を目指すもので、この変更に伴いまして請負代金を増額することが必要となりましたので、現契約1億794万円を919万650円増額した1億1,713万650円の請負変更契約を締結しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 基本的には入札剰余金で今回補正をするんだと、財源だということで、実際的には言われておりますが、実際的に当初の計画で実際1週間、いや、1週間と言ったら語弊はあるが、実際的には議会当初の関係で採決したものが、それがそのままわずか20日余りですか、一気に補正、いわゆる変更契約ということになります。そうすると、当初の計画が、当初の計画、これが実際それじゃできるのかできなかったのかをあわせて、入札のときには当然、今年度入札状況についてということで全体を見るんじゃないかというふうに思います。

また、その点で実際どうなのかということが一つと、いわゆる工期の設定についても、いわゆる当然変更があるというふうに考えております。当初、いわゆる当初計画において、いわゆるどういふふうに見とった、それでこの計画変更が認められれば、実際的には工期はどういふふうになるという点は当然繰り越し分とあわせて変更が全額繰り越しまいたいな格好ですが、一応変更が起こるんじゃないかというふうに思います。その点、2点について質疑をしておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 岡村産業建設部長。

産業建設部長（岡村 春雄君） 当工事の変更につきましては、補足説明にありましたように、マイナス2メートルの物揚げ場、これの基礎工で床掘りを20メートルと捨て石投入、これを20メートル増嵩するものでございますが、当初からの工期につきましては3月の28日を想定しております。これは繰越明許ということ想定しての工事発注となりますので、御起立をいただきましたら、また変更契約ということで、予定といたしましては9月30日の工期変更になるかと思っております。繰越明許を想定ということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第47号平成19年度三蒲漁港整備工事第2工区の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15・議案第48号

議長（新山 玄雄君） 日程第15、議案第48号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。椎木副町長。

副町長（椎木 巧君） 議案第48号周防大島町手数料徴収条例の一部改正につきまして補足説明を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律が4月1日から施行されることにより、市町村条例で定めるところにより、戸籍に関する記載事項の無料証明ができるように、周防大島町手数料徴収条例第5条第2項中第21号の次に、高齢者の医療の確保に関する法律第136条を加え、また戸籍法の改正に伴い地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、5月1日から施行されることにより、周防大島町手数料徴収条例の別表の種類欄中第1項から第5項までの規定について所要の整備を行う必要があるため改正をお願いするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第48号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16・議案第49号

議長（新山 玄雄君） 日程第16、議案第49号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。川田企業管理者。

公営企業管理者（川田 昌満君） 議案第49号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についての補足説明を申し上げます。

従前より脳卒中等の疾病のため、脳神経外科の診療を大学等にお願いをしまいましたが、医師の確保が難しいため派遣いただけませんでした。今回3月7日付で徳山中央病院より毎週金曜日に周防大島町立大島病院に医師の派遣をする旨の通知をいただきましたので、追加議案として上程し、脳神経外科を要望するものであります。今後も他の病院並びに特殊診療科の充実に向けていきたいと考えておりますので、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（新山 玄雄君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 徳中から医師の派遣ということで補っていくというのが中身なんです。実際的に費用的なもの、招致するに当たっての費用的なものをまず報告していただきたい。

また、病院側が実際的にいわゆる何人程度、いわゆる要素としては一般的には多いわけなんです。例えば急な脳梗塞とか含めてです。そしてまた、例えば徳中に入院したとしても、国病に入院したとしても、逆に今度は早く出されると、いわゆる十分ないわゆる病院滞在ができない中で、医療点数が下がるんで追い出されるという結果も今ずっとありよるわけです。そういう格好の中で大島病院の役割を發揮しようというのが実際的な今回の中身じゃないかというふうに思いますが、実際的に費用的なものをまず聞きたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 費用的なものといいますと、やはり脳外科の場合MRIという装置になります。現在、島内には大島町立東和病院の方に1.5テスラのMRIを設備させていただいておりますので、こちらでの診断結果をもって脳神経外科の先生がこれを見て診断を下す。市民病院になりましたら、市民病院の中にあるMRIですぐ見て、すぐ診断を行うというふうな、早期な治療へというふうに向かっていくとは思いますが、現時点におきましては島内の東和病院に行っていただいてMRIを見ていただくということで、診察室の開設ということで

早期発見という方向へ向けての対応になると思います。

また、おっしゃられますように、脳手術の後のリハビリテーションというものが一応重要なことになってまいりますので、それにつきましては大島病院及び東和病院におきましてはリハビリテーション施設が十分にありますので、この施設での対応、可能ではないかと。またその後の療養関係に入りましても、療養病床を備えるということもあわせて今後の対策としてはいいのではないかと考えております。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） いや、概略的には、今執行については大体わかりましたが、いわゆる医業費費用にかかわる部分のあれについてまだ答弁がないので、例えば週1回ちゅことになれば、常勤雇用とはまた違いますが、医師費用がかかるというふうに見ております。その分の答弁を再度求めておきたい。いわゆるわかる範囲です。

まだ新年度予算が可決されたばかりですからあれですが、実際的にはどのぐらいを推定しちよるのかについて聞いておきたいというふうに思います。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 費用的なことという大変難しい部分ですけど、ほかの診療科につきましては、大体来ていらっしゃる先生の報酬分ぐらいの診療高が上がってるというのが今の大体の現状でございます。耳鼻科とか眼科とか、ほかの科ありますけれど、そういった状況であります。

脳外科の場合につきましては、当然単なる診察でなく、うちで設備してあるMRIの減価償却に見合うだけの にとって患者様のためになるということであれば、その診療高で大体のところが出るのではないかとというふうに計算しております。今、手元に詳しい資料がございませんので、濟いません。

議長（新山 玄雄君） 広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 先日ニュース等を見ておりますと、東京の近郊で1人医師を派遣要請すれば1億円あたりかかると、いわゆる常勤的な派遣になるかもわかりませんが、そういうニュースがやっておりました。うん、東京近辺で。それで関東医療圏域です。その中で、実際全国的にはかなり医師不足という格好で、実際的にはかなり大変だというふうに思います。

基本的には、もし可決後できるだけ早い時点で大体医業費用等について大体どのぐらい、医師費用等かかるのかについて、見通し等できれば報告いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 医業費用の方の部分について若干お答えしておきます。

大体医師1名の一日の派遣をお願いする場合7万円の金額で、それに交通費、実費でありますので、電車で来られる場合は電車の実費分をお支払するというのが1回の大体額になっておりまして、それが4回ということで、かかる方の費用というふうにお考えいただきたいと思います。それに見合う方の収入を上げればよいと思っております。

議長（新山 玄雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 討論なしと認めます。

これより起立による採決を行います。議案第49号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（新山 玄雄君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17．議員派遣の件について

議長（新山 玄雄君） 日程第17、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配布したとおり議員を派遣いたしたいと思えます。これに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（新山 玄雄君） 挙手全員であります。よって、派遣することは可決されました。

次に、お諮りします。ただいま可決された議員派遣の内容に今後変更を要するときは、その取り扱いを議長に御一任願いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認め、さよう決定しました。

日程第18．委員会の閉会中の継続審査について

議長（新山 玄雄君） 日程第18、委員会の閉会中の継続審査についてを議題とします。

総務文教常任委員長から、目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続審査の申し出が2件提出されましたので、お手元に配布いたしております。

2件について順次お諮りします。まず、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書について

申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。広田議員。

議員（16番 広田 清晴君） 私は紹介議員として、請願の紹介議員です。委員会付託についてずっと審議の経過を見守ってきました。それで、実際的に私たちに残された任期はこの11月をもって終わるということがあります。私は委員会の独自性を否定するつもりはありませんが、本来的にはやっぱり一日も早く一定結論を出して、いわゆるその請願者に内容を伝えるという、結果の内容を伝えるというのが私は大事じゃないかと。既にかかなりの年数が経過しております。

こうなると、かつて旧大島町時代でもありましたような、私は結果的には請願のたざらしになる危惧をしております。その点では私は委員会の方にぜひ一定の結論を出すよう要望、お願いしちょきたいというふうに思います。

以上です。

議長（新山 玄雄君） 要望でいいですか。じゃ、要望ですから、そういう要望があったということであります。異議ではないですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 異議ではございません。よって、委員長から申し出のとおり、請願第2号上関原発建設反対を求める請願書については、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情・要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書について、申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（新山 玄雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、陳情・要望第7号上関原子力発電所の建設促進を求める陳情書については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（新山 玄雄君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は、全部議了いたしました。

これにて平成20年第1回定例会を閉会します。

事務局長（坂本 薫君） 御起立願います。

午前11時23分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 新山 玄雄

署名議員 松井 岑雄

署名議員 広田 清晴

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員